

「消費者安全の確保に関する基本的な方針」の改正案に対する 意見募集の結果について

1 意見募集の概要

(1) 募集期間

平成28年1月21日（木）から2月19日（金）まで（30日間）

(2) 募集の周知方法

e-Govウェブサイト及び消費者庁ウェブサイトへの掲載、地方公共団体、消費者団体等へのメールによる情報提供等により周知

2 意見募集の結果

(1) 意見提出者・団体等の数

意見提出総数 4件

（内訳）

個人 2名

消費者団体 1団体

その他団体 1団体

(2) 意見の概要と考え方

別添のとおり

| 回答 No. | 対象箇所 | 意見 | 回答 |
|-----------|------|---|--|
| 1 | 全体 | <p>最近、横浜のマンション傾斜、廃棄カツの不正流通、スキーバス転落事故等々消費者の安全を脅かすような事態が多発しています。しかし、消費者庁が消費者の安全確保のために動いたという痕跡は見えません。存在感が感じられません。</p> <p>提示された基本的な方針改正案においても、「すき間事案」が「隙間事案」の議論ではなく、消費者の安全が脅かされると思われるときは即時立ち上がることを可能にすべきです。事件が起きれば、業者を所管している省庁が有識者会議を組織し再発防止策を検討しています。しかし、消費者保護の視点が加えられたようには見えません。さらに、消費者庁の方向においても消費者を向いているようには見えません。</p> <p>今回の壱番屋の廃棄カツの問題は、パート従業員の発見から僅か一日余りで調査・対策を講じ広報しました。壱番屋は「一番の被害者はスーパーや弁当店で廃棄食品を買ってしまったお客様だ」「当社から出る商品で不安な思いをさせたくない」と発言しています。この姿勢は消費者庁と同じであると思います。しかし、本件について1月15日都道府県・政令指定都市消費者行政担当課長宛での通達では、「喫食しないよう注意喚起を行っておりますので、消費者への周知にご協力を…」としているに過ぎません。再発防止に向けて消費者庁としての行動を合わせ表明できるような改正案にすべきだと思います。</p> <p>また、スキーバス転落事故は、被害に遭った乗客は商品内容を全く知らないブラックボックス状態でバスに乗っていました。料金だけがスキーバス選択の材料でした。所管官庁として国土交通省は有識者委員会を組織して再発防止策を検討すると思いますが、提供される商品内容を公示して消費者の選択材料にするという発想にまで至らないと思います。その意味において、本件が隙間かどうかの問題ではなく、消費者の安全が脅かされたら即立ち上がるよう方針を改正する必要があると思います。</p> <p>以上のように、多発している事故でいつも消費者が巻き添えにあっているといます。消費者の立場で事故再発防止策が出されるよう方針が改正されることを期待します。</p> | <p>本基本方針は、消費者安全の確保に関して、中長期の基本的な考え方・方向性を示すものです。なお、御指摘の具体的な施策については、今後、以下のように取り組むこととしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄食品の不正流通に関しては、平成28年2月26日に、食品安全行政に関する関係府省連絡会議(消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省、警察庁)において、「廃棄食品の不正流通に関する今後の対策」を取りまとめ、関係行政機関及び関係事業者が連携し、食品廃棄物の処理に係る対策と、食品関係事業者による食品の適正な取扱いに係る対策の両面から対応することとしています。 ・軽井沢スキーバス事故に関しては、国土交通省において、バス事業者の事業参入の際の安全確保に関するチェック強化や監査の実効性の向上等に取り組むとともに、消費者庁においても、最低限の安全確保を前提として、旅行事業者がバスの安全性に関する表示を充実させ、消費者が安全性を考慮したバス事業者を選択できるような環境整備を国土交通省と連携して取り組むこととしています。 <p>御指摘の点については、今後の施策の実施の参考にさせていただきます。</p> |

| 回答 No. | 対象箇所 | 意見 | 回答 |
|-----------|---------------------------|---|---|
| 2 | <p>第1</p> <p>第2-1-(1)</p> | <p>消費者安全確保地域協議会について、消費者のための諸活動を行う組織であれば有用なものとなる期待ができるものではあるが、内容が定かでないので当方としては評価が行えない。</p> <p>助言・指導は「行政により」行われる必要があると考えるので、この民間委託については望ましくないものとする（もしここで委託先についても行政に準じる扱い（各種行政に対する法令が適用可能となる等）がなされるのであれば話は別であるが、そうではないのであろう。であれば望ましくないとする。）。</p> <p>むしろ活動強化においては自治体も含めた国及び国民生活センターの拡大を求めたい。この様な行政の拡大は善であるとする（臨時契約の職員等によるかもしれないが、しかし「行政が」行うべき事であるので、民間に外部委託すれば済むというものではない。ただし、行政における強化拡大を行って、更に専ら助言や案内等の限定された内容について支援を行うために委託を行うというのであればこの限りではない。しかしそれは副次的なものであり、また個人情報保護の問題や利権化も予想されるものであるため、行政による方が望ましいと当方は考える。）。</p> | <p>消費者安全法第11条の3第1項の規定に基づき組織される消費者安全確保地域協議会は、消費者安全の確保のための取組に関する協議等を行う組織であり、具体的には、消費生活上特に配慮を要する購入者に関する情報の交換、高齢者の見守り等の地域に密着した活動などを行うもので</p> <p>消費生活相談等の事務の実施は、消費者安全法（以下「法」という。）第8条により、地方公共団体の責務とされていることから、委託を行う場合であっても、当該事務が適切に実施されるよう、地方公共団体は、実施体制及び実施方法に継続性を持たせるなど配慮する必要があります。</p> <p>このような趣旨から、法第8条の2は、地方公共団体において消費生活相談等の事務を委託する場合においても、委託をすることによって消費生活相談等の事務の質が低下することのないよう、関係機関との連携体制の確保、事務を的確に実施するための知識及び技術の保有、統括管理する者の配置等の内閣府令で定める基準に適合する者でなければならないことを規定しています。</p> |
| 3 | 第2-1-(5) | <p>「消費者庁」が「内閣総理大臣」と変更されるとなっているが、これについては「内閣総理大臣及び消費者庁」又は「内閣総理大臣及び消費者庁長官」として消費者庁長官が消費者庁担当部署に委任することとするのが適切であるとする。（「内閣総理大臣及び消費者庁長官」とするとP12の「(4)関係行政機関の長等への情報提供」の規定とも相性が良く望ましいのではないかとと思われる。）</p> <p>「内閣総理大臣」のみとした場合、手続的に煩瑣となり得るものであり、特に速度が重要視される事業者に対する勧告及び命令においては問題となる場合があると思われる（例えば、8日以内に処理を行わなければならないような場合については内閣総理大臣のみではなく、やはり相談者にとってより近い位置にある消費者庁によって行われる必要性が高いと考える。）。</p> | <p>法第47条の規定に基づき、内閣総理大臣の権限のうち、一部は消費者庁長官に委任されています。法第39条の規定に基づく、他の法律の規定に基づく措置の実施に関する要求は、その権限が消費者庁長官に委任されていませんが、法第38条第2項の規定に基づく、関係行政機関の長等への情報提供については、消費者庁長官に権限が委任されています。</p> <p>このような法令上の規定の相違があることから本基本方針においても、両者を書き分けているところです。</p> |
| 4 | 第2-1-(6) | <p>消費生活上特に配慮を要する消費者に高齢者・障害者に若者も加えることを求めます。</p> <p>若者の消費者被害は、SNSのやり取りの中で現実の友人・先輩・上司関係であるかのように巧妙に勧誘され、あるいはインターネットのターゲティング広告に自分から問合せをした契約など複雑な内容が少なくありません。契約内容が、商品や役務でない権利の売買であれば、特定商取引法の規制をくぐり抜ける多数消費者陳問事案に該当する場合があります。消費生活上特に配慮を要する消費者について、若者（社会経験の少ない若者）を加えることを求めます。</p> <p>若者に対する消費者被害防止・救済には、若者が利用しやすい消費者教育・相談のための立地や方法、時間帯などに配慮した消費生活センターの開設が必要と考えます。</p> | <p>消費生活上特に配慮を要する消費者について、高齢者及び障害者は例示として記載しているものであり、提供できる情報は、それらに関する情報に限定されるものではありません。必要に応じ、若者に関する情報を提供することもできます。</p> <p>御意見も踏まえ、若者も含め誰もが利用しやすい消費生活センターとなるよう地方公共団体の取組を引き続き支援していきます。</p> |
| 4 | 第2-1-(6) | <p>国民の平穏な生活、特に高齢者の安心や安全を確保するためには、高齢者事故の防止・低減や高齢者の契約トラブル防止に向け、官民一体となって情報を共有できる体制の構築が必要であるとする。</p> <p>当会は、本改正案第2の1の(5)にある、高齢者を始めとする消費生活上特に配慮を要する消費者にとって必要な情報を共有するため、高齢者等の見守りネットワークの構築に賛同する。</p> <p>ついては、高齢者等の見守りネットワークの構築に当たり、当協会のような民間団体が各事業を通じて蓄積してきたノウハウを活用するなど、官民の連携を検討願いたい。</p> | <p>地域における見守りネットワーク（消費者安全確保地域協議会）は、国及び地方公共団体の機関のほか、地域の関係機関を構成員に加えることができることとされています。また、地方公共団体の長は、消費者の利益の擁護又は増進を図るための活動を行う民間の団体から消費生活協力団体を委嘱できることとされています。</p> <p>消費者庁が平成27年3月に公表した「改正消費者安全法の実施に係る地方消費者行政ガイドライン」においては、消費者安全確保地域協議会の構成員となることが想定される者として、事業者を始め、福祉、医療、警察、教育等の地域の関係機関を、提示しています。また、消費生活協力団体として、福祉や医療関係の事業者団体、商店街やコンビニエンスストア、宅配事業者、金融機関等の地域の事業者・団体等の幅広い団体の参画が期待されることを明らかにしています。</p> |